

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年5月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 揚水施設改修事業	大谷池地区	平成20年10月16日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	篠原池地区	平成21年3月30日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 水路改修事業	万座地区	平成21年3月11日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 揚水施設改修事業	二の宮地区	平成21年3月11日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	平池地区	平成21年3月23日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 樋門改修事業	西股地区	平成21年3月30日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	四郎太郎池地区	平成21年3月19日
三豊市	単独県費補助土地改良事業 ため池改修事業	土井新池地区	平成21年3月17日